

この度は弊社製品をご採用いただき誠にありがとうございます。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)に関しまして、弊社において実施した結果は次の通りとなります。ご査収の程よろしくお願ひ申し上げます。

【説明】

クリーンウッド法では、棚、収納用じゅう器、戸及びその枠の「主な部材」に木材を使用したものについて、合法性の確認を行うことが求められています。

「主な部材」に木材等を使用したものは全てクリーンウッド法の対象となります。

なお、弊社製品におきまして一部のフローリング製品以外では、第1種木材関連事業者として確認が必要な製品はございません。

製品	クリーンウッド法に基づく合法性に関する表記	表記の説明
木材等	合法性確認済	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法に基づく確認を行い、合法伐採木材等であることが確認できた製
	合法性確認木材等ではない木材等を含む	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法に基づく確認を行いました。一部に合法伐採木材等ではない木
	情報無し	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、法に基づく情報を得られていない木材等を用いた製品で
木材等に該当しない対象外の製品	対象外	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しない製品です。

製品区分	間仕切り(ドア本体)	合法性に関する表記	登録木材関連事業者 登録番号
製品名	VD-/CD-/KD- ドア本体	合法性確認済み	JIA-CLW- I, II 23001

対象	分類		部材	材料	合法性に関する表記
戸及びその枠	間仕切り		扉(芯材) 枠	LVL MDF	合法性確認済 対象外
			<p>※扉はフラッシュ構造のものに限る</p> <p>フラッシュ構造とは、以下の図に示す構造のものです。</p> 		